

米子市デジタル教材導入事業 公募型プロポーザル最優秀提案者選定基準

米子市教育委員会事務局が実施する「米子市デジタル教材導入事業」に係る公募型プロポーザルにおける最優秀提案者の選定は、以下に記載する方法による。

1 選定委員会

応募された提案書類等の審査は、米子市デジタル教材導入事業選定委員会設置要綱に基づき設置した、米子市デジタル教材導入事業選定委員会が行う。

2 最優秀提案者の選定方法

- (1) 最優秀提案者の選定は、企画提案書等の提出書類の審査、提案者による提案内容のプレゼンテーション、実機デモンストレーション、質疑応答及び見積価格の評価により行う。
- (2) 提案者が3者を超えた場合は、第1次審査として、企画提案書等の提出書類の審査及び見積価格の評価を行い、その合計点数の上位3者を第2次審査の対象者とする。第1次審査の評価点は、第2次審査には持ち越さないものとする。なお、提案者が3者以下の場合は、第1次審査を省略し、参加資格を有する全ての者を第2次審査の対象者とする。
- (3) 第1次審査の評価点が同点となる者が複数あり、上位3者を選定することができない場合は、第1次審査における「個別最適な学び」の評価点が高い者を上位とする。「個別最適な学び」の評価点も同点の場合は、「授業支援機能」の評価点が高い者を上位とし、それでもなお同点の場合は、見積金額の低い者を上位とする。
- (4) 第2次審査は、提案者によるプレゼンテーション、実機デモンストレーション、質疑応答及び見積価格について審査を行い、その評価点の合計が最も高い者を最優秀提案者とする。
- (5) 第2次審査の評価点が同点となる者が複数ある場合は、第2次審査における「個別最適な学び」の評価点が高い者を上位とする。「個別最適な学び」の評価点も同点の場合は、「授業支援機能」の評価点が高い者を上位とし、それでもなお同点の場合は、見積金額の低い者を上位とする。

3 採点

各評価項目について、評価員が0点から5点までの評価点を付し、その評価点に倍率を乗じた点数を当該評価項目の得点とする。価格点については、別に定める方法により算出する。

[1次審査] 書類選考 ※参加申込者が3者を超えた場合に実施

(1) 点数の配分

評価項目ごとの点数の配分については、下表のとおりとする。

採点に係る点数配分表（合計 100 点）				
項番	評価項目		倍率	配点
①	企画点	システム仕様	×2	10
②		教材・コンテンツ	×2	10
③		個別最適な学び	×4	20
④		授業支援機能	×3	15
⑤		家庭学習支援機能	×2	10
⑥		学習管理・分析機能	×2	10
⑦		操作性	×2	10
⑧		導入・運用支援体制	×1	5
⑨	価格点	見積金額		10
合計				100

(2) 企画点（評価項目①～⑧）の評価基準

評価点	判断基準
5点	非常に優れている
4点	優れている
3点	標準である
2点	劣っている
1点	非常に劣っている
0点	必要項目の記載がない、又は記載はあるが不適切である

(3) 価格点

価格点は、1ライセンスあたりの年額の見積価格の評価に応じ点数化するものとする。

点数化の方法については、次に示す方法による。

なお、価格点を求める際には、小数点以下は四捨五入するものとする。

評価点 = 配点 × (全提案者の最低見積金額 / 当該提案者の見積金額)

[2次審査] プレゼンテーション

(1) 点数の配分

評価項目ごとの点数の配分については、下表のとおりとする。

採点に係る点数配分表（合計 100 点）			
項番	評価項目		配点
①	実機デモンストレーション		10
②	企画点	個別最適な学び	30
③		授業支援機能	20
④		導入・運用	10
⑤	追加提案		20
⑥	価格点	見積金額	10
合計			100

(2) デモンストレーション・企画点・追加提案（評価項目①～⑤）の評価基準

評価点	判断基準
5点	非常に優れている
4点	優れている
3点	標準である
2点	劣っている
1点	非常に劣っている
0点	必要項目の記載がない、又は記載はあるが不適切である

(3) 価格点

価格点は、1ライセンスあたりの年額の見積価格の評価に応じ点数化するものとする。

点数化の方法については、次に示す方法による。

なお、価格点を求める際には、小数点以下は四捨五入するものとする。

評価点 = 配点 × (全提案者の最低見積金額 / 当該提案者の見積金額)